

第一次答申に向けた検討課題

「地域における文化財の総合的な保存及び活用に関する基本計画」

1. より詳細な検討を加えるべき事項

- ・基本計画の概要について
計画記載事項、計画期間
- ・都道府県の役割
- ・国による計画の認定
認定要件、認定された基本計画に即して市町村の主体的な取組が促進される仕組み及びその際の国の指導等の必要な措置

注1) 検討すべき点は多々あるが、基本計画については、国が指針を策定し、原則的な考え方を示すこととしている。制度化に向けて大枠を詰めながら、具体的な部分は指針を検討する中でさらに議論を詰めていくことが考えられる。

注2) 民間の活動の位置づけについては、次回検討。

2. 計画記載事項など基本計画の概要について

これまでの議論では、地域に所在する文化財の現状を的確に把握し、計画的・継続的に保存・活用に当たることが重要であること、災害時の対応という観点でも有効に機能するものとすべきことなどの意見が出ている。また、市町村合併時など基本的な考え方を整理・共有する際にも有効なものとなるようにすべきとの意見もある。

(基本計画の趣旨)

地域において文化財の現状を改めて確認し、地域における文化財の意義や今後の保存・活用の方向性、必要な方策等について関係者間で共通認識を持つ。

(記載事項について)

地方公共団体の先行事例や、複数の地方公共団体の担当職員から意見を募るなどし、事務局にて暫定的に整理した。

歴史文化基本構想を参考としつつ、さらに具体的な取組を含む行動計画として発展させるようなイメージで、対象とする文化財類型を問わず、各市町村単位で域内に所在する文化財について総合的に、中長期的な取組方針・取組内容を記載する、ということ意識して整理したもの。

なお、理想的な記載事項を整理しつつも、事務体制など実現可能性も考慮して、計画への記載を必須とすべきラインは改めて整理が必要。計画期間についても考え方の整理が必要。

＝計画記載事項＝

- ・ 策定の目的（地域が取り組むべき方向性）
- ・ 計画の位置づけと計画期間
- ・ 域内に所在する文化財の把握調査
（住民等の協力を得られる範囲内での実施を想定）
- ・ 域内に所在する文化財の現状・特性・課題
- ・ 文化財の保存・活用の基本の方針
（例）＊基本理念、取扱うべき対象範囲など
- ・ 保存・活用のために必要な措置
（例）＊調査の実施や防災・防犯対策
＊目録やデータベース等の管理
＊文化財の修理・整備等（自治体所有のものを中心に）
＊所有者による維持管理や修理、整備等への支援
＊学校教育・社会教育に関する取組
＊普及啓発、地域振興など活用に関する方針 等
- ・ 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針
（例）＊行政の体制と人材確保・育成（職員配置と専門性向上、景観・地域振興・地域防災など関連分野との連携体制、博物館等との連携）
＊地域住民、地元企業、民間団体、研究機関等とのパートナーシップ
- ・ 景観・地域振興など関連分野・関連計画との連携方針
- ・ 災害発生時の対応方針
- ・ 関連法令、条例、規則等
- ・ 関連文化財群や保存活用区域等（選択的事項）
- ・ 把握した文化財のリストや地図等（公開の在り方は要精査） など

（参考：「歴史文化基本構想策定技術指針（平成24年2月）」における記載事項）

1. 「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け
2. 地域の歴史文化の特徴
3. 文化財把握の方針
4. 文化財の保存・活用の基本の方針
5. 関連文化財群の考え方（選択的事項）
6. 歴史文化保存活用区域の考え方（選択的事項）
7. 保存活用（管理）計画の考え方（選択的事項）
8. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

3. 都道府県の役割

都道府県も積極的な役割を果たすことが期待されるが、具体的にはどのような役割分担が考えられるか、検討が必要。

(都道府県の役割の例)

- ・ 都道府県が指定等した文化財に関する関与
- ・ 基本計画を策定する市町村への指導助言
- ・ 小規模な市町村の基本計画策定への支援
- ・ 広域での連携
- ・ 研修の実施や実施内容の企画、専門的な人材育成
- ・ 災害発生時の対応 など

4. 国による計画の認定

市町村の基本計画は主体的な取組であるが、国による「認定」行為によって、一定の方向性や質の担保を図るとともに、認定の効果として、制度上のインセンティブを付与する。

(主体的な取組を促進する仕組みについて)

- ・ 予算上の支援がもちろん必要であるが、ここでは法制上の仕組みを検討（文化財保護法上の措置などの制度的なもの）

① 国による登録の提案

総合把握された文化財についてはそれぞれの特性に応じて保護が図られる必要があるが、市町村の円滑な取組に資するよう、国に計画が認定された市町村は、域内に所在する文化財として認定計画の枠組みの中で整理された未指定文化財のうち、地方指定を行うものを除き、国が登録すべき物件を国に提案できることとしてはどうか（登録の権限はあくまで国にある）。

この際、国の登録の基準の解説や登録に必要なとなる資料、運用上所有者の意向も確認すること、市町村としても主体的にその保存・活用に関与していくことが重要であることなど、必要な事項は国の指針等において考え方を整理。

② 事務体制のある一般市・町村への手挙げ式の権限移譲（国指定等文化財関係）

適切な事務が可能な範囲において、国の認定を受けた基本計画の円滑な実施や認定された市町村の主体的な取組を支える仕組みとすることを目指す必要がある。

(権限移譲に関する現行制度)

文化庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができることとなっており、それぞれの文

化財類型・事務の性質に応じて、「都道府県まで」「政令市・中核市まで」「市まで」と地方公共団体の規模に応じて権限付与の内容が定まっている。これは、過去の地方分権における議論の中で、定型的な業務かどうか、適切な事務体制が確保できるか等を業務の内容に応じて整理したもの。町村については、必要な事務体制が確保できないことが想定されるため、現時点では対象から一律に除外されている（歴史まちづくり法の特例を除く）。（→資料4参照）

（文化財部局の体制の全国的な傾向）

文化財行政は、人口規模のみならず、文化財がどの程度地域にあるかや、文化財に対する取組の充実具合、博物館や郷土資料館など施設設置状況等にも応じて担当部局の職員配置等の状況が異なってくる。このため、小規模自治体の中にも一般市と同等程度の事務体制を持っている地方公共団体もあり、歴史文化基本構想も策定している小規模自治体もある。（→本資料 P7「参考データ」参照）

（今後の方向性の案）

現在でも地方に移譲している事務の範囲内において、現行では移譲先となっていない「一般市」「町村」についても、①必要な事務体制があり、且つ②自らも権限移譲を希望している場合に、基本計画の国の認定を条件に事務の移譲を可能とすることはどうか。

→具体的なイメージとしては、例えば、権限の移譲を希望する市町村が、基本計画に、移譲する事務の実施体制など必要事項を明記し、国がその内容を確認して計画を認定した場合に移譲が可能となる、などの形式が想定されるか。

→基本計画に記載すべき必要事項は、権限移譲を希望する分野に専門性を有する職員配置や研修受講等の方針などが考えられ、国が定める指針の中でも認定を得るために必要となる事項を明確にすることが適切ではないか（→5. へ）。

→これによって適切な職員の配置や配置された職員の研修受講など専門性向上へのインセンティブにもなることが期待される。

→また、権限移譲後の運用においては、国や都道府県との緊密な連携（判断に迷う場合の事前相談の徹底など）も必要。

- ・移譲する事務の範囲は、現在も「市」ないしは「中核市」まで移譲されているものをベースとして検討してはどうか。

○一般市まで移譲されている権限（→「町村」への移譲を弾力化）

史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち重大でないものであって行為の内容が定型的であるもの（文化財保護法施行令第5条第4項第1号関係）※1

○中核市まで移譲されている権限（→「一般市」「町村」への移譲を弾力化）

（重要文化財（建造物）関係）：

建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等（文化財保護法施行令第5条第3項第1号イ関係）

（重要文化財（美術工芸品）関係）：

金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り（文化財保護法施行令第5条第3項第1号ロ関係）※2

重要文化財の所有者以外の者による公開の許可（文化財保護法施行令第5条第3項第2号関係）※3

※1、2、3について

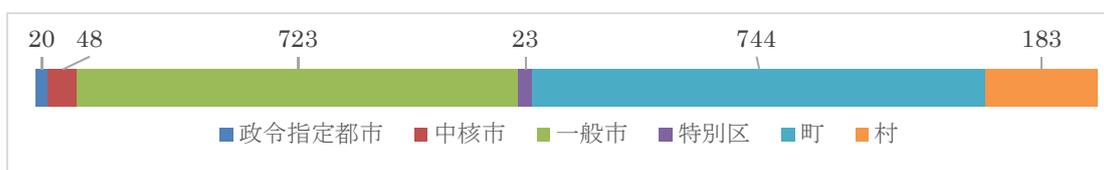
国において現状変更等の許可の事務の処理基準や公開に関する取扱要領等を示して事務処理を実施（例えば、毀損のおそれがある場合には現状変更等の許可はできないことや許可の条件の在り方など）。基本計画の認定によって移譲を可能とする場合にもこれと同様に適切な基準を適用させるなど、文化財に応じ専門的知識に基づいた責任ある判断がなされるような措置が必要。

5. 国の認定要件と指導等の必要な措置

- ・地域に所在する文化財の保存・活用に寄与するものかどうかや、円滑かつ確実に実施できるかどうか等をチェックする。国が指針を定め、指針に沿った内容となっているかを確認することを想定。
- ・国の認定要件について、特に4. の権限移譲の可否判断を伴う認定のケースは、移譲する事務の内容に応じた具体的な検討が必要（例えば配置する職員は学芸員資格や文化財の取扱いに習熟している者等とするなど現行の基準等を踏まえて検討）。
- ・計画に基づく取組の実施状況に関して国が報告を求めることができるようにするなどし、また、万が一計画期間中に要件に適合しなくなった場合は認定の取り消しもできる仕組みとする。

<関連データ>

基本情報：市区町村の数



(参考) 指定都市等の人口要件

・政令指定都市：人口 50 万人以上、中核市：20 万人以上、その他の市：5 万人以上

(1) 自治体職員の配置状況

○自治体の担当職員数の平均

※文化財保護主管課及び付属機関（美術館、埋蔵文化財センター等）の職員を含む

- ・都道府県：45.2 人（うち非常勤 5.5 人）
- ・政令市：25.8 人（うち非常勤 4.6 人）
- ・中核市：21.6 人（うち非常勤 6.2 人）
- ・特別区：8.8 人（うち非常勤 4.0 人）
- ・一般市：7.3 人（うち非常勤 2.1 人）
- ・町：2.4 人（うち非常勤 0.4 人）
- ・村：1.7 人（うち非常勤 0.3 人）

（市区町村全体：5.4 人（うち非常勤 1.9 人））

○域内に所在する国指定等文化財件数別の職員数の平均（市区町村）

・自治体あたり平均所在数：14 件

（単位：人）

区分	文化財件数 （該当する 自治体数）	0≦件数<10 (1358 市区町村)	10≦件数<50 (297 市区町村)	50≦件数<100 (45 市区町村)	100≦件数 (39 市区町村)
		職員数(うち非常勤)	職員数(うち非常勤)	職員数(うち非常勤)	職員数(うち非常勤)
全体		3.7 (1.3)	10.2 (3.6)	13.1 (4.3)	16.7 (4.8)
政令指定都市		17.0 (3.0)	22.6 (6.0)	38.5 (13.0)	26.0 (2.5)
中核市		14.0 (4.4)	21.2 (5.9)	25.0 (8.3)	22.7 (7.3)
一般市		6.0 (2.3)	10.2 (3.9)	12.2 (4.0)	15.0 (5.0)
特別区		7.5 (3.9)	6.8 (3.5)	0 (0)	12.4 (5.5)
町		2.4 (0.6)	3.1 (0.9)	1.9 (0.1)	2.3 (0.5)
村		1.7 (0.4)	2.9 (0.6)	0 (0)	0 (0)

※件数は国指定文化財及び国選定文化財件数の合計。

※一部小規模自治体において一つの自治体が近隣自治体の文化財保護事務を一括して担当している場合があるため、上表の自治体数と実際の市区町村数とは一致しない。

○自治体の規模と職員数の状況の分析（参考データ）

< 記念物・埋蔵文化財を担当する専門職員の配置状況 >

- ・一般市平均：3.1人（うち非常勤0.8人）
- ・町平均：0.9人（うち非常勤0.2人）
→うち、一般市並みの職員が配置されている町：12町
職員数平均4.4人（うち非常勤1.6人）
- ・村平均：0.5人（うち非常勤0.3人）
→うち、一般市並みの職員が配置されている村：2村
職員数平均6.0人（うち非常勤3.0人）

< 建造物を担当する専門職員の配置状況 >

- ・中核市平均：0.7人（うち非常勤0.1人）
- ・一般市平均：0.3人（うち非常勤0.1人）
→うち、中核市並みの職員が配置されている市：62市
職員数平均1.6人（うち非常勤0.4人）
- ・町平均：0.1人（うち非常勤0人）
→うち、中核市並みの職員が配置されている町：25町
職員数平均1.0人（うち非常勤0.2人）
- ・村平均：0.1人（うち非常勤0人）
→うち、中核市並みの職員が配置されている村：2村
職員数平均2.0人（うち非常勤1.0人）

< 美術工芸品を担当する専門職員の配置状況 >

- ・中核市平均：1.9人（うち非常勤0.4人）
- ・一般市平均：0.9人（うち非常勤0.4人）
→うち、中核市並みの職員が配置されている市：91市
職員数平均3.3人（うち非常勤1.3人）
- ・町平均：0.2人（うち非常勤0人）
→うち、中核市並みの職員が配置されている町：6町
職員数平均2.3人（うち非常勤0.7人）
- ・村平均：0.1人（うち非常勤0人）
→うち、中核市並みの職員が配置されている村：4村
職員数平均2.5人（うち非常勤0.8人）

※市町村の担当課及び美術館等の付属機関の職員数を含む

< 歴史文化基本構想策定市町村 > ※複数市町村で共同策定があるため合計数は60を超える
市・特別区43、町16、村4